

「林業・木材産業改善資金制度」を活用して 経営のレベルアップをしてみませんか？

この資金は

無利子の融資です。

●対象となる人は？

▶ 林業に携わっているみなさん

※会社の場合、資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限られます。

※法人の代表者及び個人事業主は、償還終了予定日において満75歳以下となる方に限られます。

▶ 木材製造業、木材卸売業又は木材市場業を営んでいるみなさん

※資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社、又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあっては、300人）以下の会社若しくは個人に限られます。

林業・木材産業改善資金の具体的な内容・活用例は次のとおりです

- ・現在使用している機械・施設の改良や新たな機械・施設の購入に必要な資金
 - ・造林を行うための資材の購入、作業道開設等に必要な資金
 - ・森林の施業又は立木の管理を長期委託するのに必要な資金
 - ・能率的な経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - ・通信・情報処理機材の購入に必要な資金
- などです。

1

新たな林業部門の経営開始

新たに素材生産事業やきのこ栽培などを開始するために必要な機械や施設を導入する場合、新たに長伐期施業や複層林施業を実施する場合や森林認証を取得して行う林業経営も対象になります。たとえば…

● しいたけ栽培の開始

「都会からリターンして、親の跡を継いで林業を経営しているが、収入の安定のため、しいたけ栽培を始めたい。」このような場合に貸付けが受けられます。

2

新たな木材産業部門の経営開始

新たにチップ製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場業などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合。たとえば…

● 木材チップ製造施設の導入

未利用材をその場でチップに加工できる移動式チッパーや、チップ加工施設を導入する場合に貸付けが受けられます。また、原料となる未利用材の搬入に必要な車両や機械の導入を併せて行う場合などにも貸付けが受けられます。

3

林産物の新たな生産方式の導入

生産性の向上、品質の向上などに役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合で、木材乾燥施設や木質バイオマス利用施設も含まれます。たとえば…

● 高性能林業機械の導入

全木集材された木材の枝払いや玉切りを行うことができるプロセッサの導入に貸付けが受けられます。作業効率の向上、人件費の削減、労働災害の減少などに有効なため、素材生産の作業などに活用されています。

4

林産物の新たな販売方式の導入

売上げ高の向上などに役立つシステムや設備を導入する場合で、ITを活用した販売方式も含まれます。たとえば…

● 販売管理システムの導入

原木市場が取引の利便性を向上させるため、原木市場と顧客をつなぐネットワークシステムを構築して、電子入札方式による販売、山元から製材工場への素材の直送を開始する場合に貸付けが受けられます。

5

林業労働に係る安全衛生施設の導入

防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打ち機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、現場に設置する休憩施設などを導入する場合。

● 防振チェーンソーの導入

疲労のもととなる振動加速値や騒音レベルなどが低い、安全衛生上の性能がより高いチェーンソーの導入に貸付けが受けられます。

● 暖房装置付き人員輸送車の導入

作業現場へ移動し、その現場で休憩所としても活用するための人員輸送車の導入に貸付けが受けられます。振動障害の防止のためには、休憩時間中にも身体を冷やさないことが重要です。

6

林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレなどを備えた施設などを導入する場合。たとえば…

● シャワー施設の導入

林業作業後の汗を流せるシャワー室導入に貸付けが受けられます。

注)・林業労働に係る安全衛生施設や福利厚生施設を除き、単なる買い換えは対象になりません。

・土地、建物（＊）の取得費用や運転資金は対象となりません。

*建物でも、林業労働に係る労働災害の防止や林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこの栽培舎等の林業・木材産業改善措置の実施に必要不可欠なものは対象となります。

●貸付限度額は？

個人／1,500万円 会社／3,000万円 団体／5,000万円

(ただし、木材製造業、木材卸売業又は木材市場業に係る事業を実施する場合は1億円まで)

上記の範囲内で、実際に事業に要する費用の額を限度として貸付金額が定められます。

●償還期間は？

- ・償還方法は、均等年賦支払です。
- ・償還期間は、貸付金額と耐用年数等により決まります。（最長10年）

※償還期間の特例あり

林業・木材産業改善資金の申請から交付まで

相談

資金の借入れを検討されている方は、まず、取扱融資機関(※)又は最寄りの農林事務所にご相談ください。

申請

事業計画などを記載した貸付資格認定申請書及び借入申込書を取扱融資機関に提出してください。

審査

受理された書類は、取扱融資機関及び県が審査し、問題がなければ貸付けが決定されます。貸付決定の通知を受けたら、申請者は速やかに借用証書を提出してください。

貸付

取扱融資機関は、借用証書を受領した後、林業・木材産業改善資金の貸付けを行います。

《ご利用の際の留意事項》

- 借入れは原則として、融資機関からとなります。
- 連帯保証人または担保が必要になる場合があります。
- 原則として、事業の着工は、資金の貸付けを受けたあとでなければできません。
- 機械・施設等の購入の際、実際に支払う費用が、貸付けの対象金額となります。購入物の値引きがある場合は、値引き後の金額が対象になります。
- 国の補助残融資としては利用できません。
- 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を、県に無断で処分したり、貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。

<林業・木材産業改善資金に関する相談窓口（R5.7.1 現在）>

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
唐津信用金庫	0955-73-2105 (本店融資部)	佐賀信用金庫	0952-22-2141 (本店審査管理部)
伊万里信用金庫	0955-23-7693 (本店審査管理部)	九州ひぜん信用金庫	0954-23-1196 (本店審査部)
		佐賀県生産者支援課	0952-25-7112 (直)

※上記の他、最寄りの県農林事務所でも相談を受け付けております。